

平成26年第3回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年9月1日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（18名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
16番 出口治男	17番 香西和好
18番 原田定信	19番 三浦三一

欠席議員（2名）

15番 岩本雅雄	20番 稲岡正一
----------	----------

会議録署名議員

14番 阿部雅志	16番 出口治男
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 黒石康夫
政策監 藤井正助	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 川井剛	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	庁舎建設局長 出口芳博
教育次長 吉田一夫	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三木利彦	健康福祉部次長 高島輝人
産業経済部次長 妹尾明	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 七條和子	土成支所長 新見正美
市場支所長 宮本哲男	会計管理者 坂東重夫
財政課長 石川久	水道課長 大川広幸
農業委員会局長 高橋弘一	代表監査委員 上原正一

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 姫 田 均

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局主査 谷 あけ美

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 0 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 1 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 2 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第 1 3 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 4 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 5 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 6 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 1 7 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度阿波市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 8 議案第 5 6 号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 5 7 号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 5 8 号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 5 9 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 6 0 号 阿波市保育の必要性の認定の基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 6 1 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 報告第 5 号 平成 2 5 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について

午前10時00分 開会

○議長（木村松雄君） 現在の出席議員は18名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成26年第3回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、議員の要望・視察研修についてご報告申し上げます。

7月16日から18日にかけて、18名の議員が、国会議員会館において県選出国會議員に要望活動を行いました。その後、国土交通省並びに総務省職員より説明があり、意見交換を行いました。翌日以降も、指定管理者制度及び観光拠点づくり、農業振興等について、神奈川県内の各施設において視察研修を行い、本市における行政執行及び事業推進の参考として思考する機会を得られました。

次に、議長関係会議の報告を申し上げます。

7月30日に東京都において全国市議会議長会の地方行政委員会に出席いたしました。委員会では、総務省の行政企画官より地方行政をめぐる最近の動向について講演があり、その後事務報告及び要望書案、要望活動等について協議を行いました。また、8月6日から7日に岡山市で全国市議会議長会研究フォーラムがあり、副議長と出席いたしました。1日目は、増田寛也氏の基調講演の後、パネルディスカッションがあり、分権改革20年と地方議会のあり方についてパネリストの意見を拝聴いたしました。2日目は、議会のあり方を課題とする3名の事例報告を拝聴いたしました。翌日の8日には三好市において四国土砂防災ネットワーク議員連盟定期総会があり、出席いたしました。会計報告等の後、全国の災害事例の映像を交えながら説明を受けました。

その他といたしまして、7月23日に東条団地1号棟の安全祈願祭及び起工式に出席いたしました。また、8月16日には土成緑の丘スポーツ公園での阿波市納涼祭、19日には阿波市地域公共交通会議、20日は西条大橋国道318号線改良促進期成会、27日には県庁で知事への要望並びにホテル千秋閣で第十堰対策促進期成同盟会通常総会に出席いたしました。また、28日には阿波市学校給食センター竣工式に出席いたしました。その他、各種会議等に出席しております。

以上の件の詳細については、事務局に保管をしておりますので、ご高覧ください。

次に、監査委員から平成26年5月、6月、7月分の例月現金出納検査及び監査結果報

告書が議長宛てに提出されています。関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、6月3日より8月25日に開催された議会運営委員会までに受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりであります。

次に、議員派遣報告を行いたいと思います。

副議長より報告申し上げます。

江澤信明君。

○9番（江澤信明君） おはようございます。

議長のご指名がございましたので、議員派遣の報告をいたします。

去る7月16日から18日までの3日間、要望活動と行政視察をいたしました。

要望活動では、衆参両議院会館を訪問し、徳島県選出国會議員に要望をいたしました。

1点目は、徳島自動車道土成インターと脇町インター18.8キロメートルの間にスマートインターチェンジの設置など高速道路整備促進に関する事。2点目は、地方の固有財源である地方交付税の本来の機能を低下させないよう、地方交付税総額確保を要望いたしました。その後、国土交通省道路局高速道路課課長補佐より、スマートインターチェンジの整備の取り組み状況や方針について説明があり、意見交換を行いました。続く、総務省自治財政局理事官からの地方交付税の現状説明では、市町村における行財政改革努力や地域経済活性化の指標を反映し、がんばる地方を息長く支援するという国の方針説明があり、同理事官からは、本市の平成24年度決算時における将来負担比率が5.2%であることや職員数削減の状況など、行財政改革の取り組みについて好評価をいただきました。

2日目は、指定管理者制度の視察研修を実施いたしました。まず、神奈川公会堂において、NPO法人を含めた共同体による指定管理の現状と課題について意見交換を実施いたしました。午後からは、横浜市文化振興課から説明を受け、指定管理者による専門知識を生かした自主事業、地域を巻き込んだ朝活コンサートや教育委員会との連携による市内全小学生を招待するコンサートの実施など、施設が持つ機能を最大限に生かした運用が地域文化の向上に大きく貢献していることを強く感じました。

3日目は、小田原市役所において、地域にある自然、歴史的偉人やその邸園・名産物を

いかした観光拠点づくり、特産物である梅やタマネギなどのブランド化、旅行会社・ホテル・鉄道会社・郵便局と一体となった体験型農業や農産物オーナー制度の農業振興策、また行政がハード的な整備をにない、民間事業者と協働によるグリーンツーリズム事業などの説明を受けました。

豊かな自然や地域資源、史跡を有するという本市と共通点がある小田原市の官民協働による成功例は、本市の今後の観光施策や農業振興における方向性を示唆する部分があり、大いに参考になりました。この3日間の要望活動、視察研修を活かし、今後の市政発展のため、さらに研さんを積み、努力をいたしたいと改めて実感いたしました。

以上で、議員派遣の報告を終わります。

○議長（木村松雄君） 本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（木村松雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番阿部雅志君、16番出口治男君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（木村松雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、8月25日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

原田議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。

議長より指名がございましたので、議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

平成26年第3回阿波市議会定例会の運営協議のため、8月25日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、政策監、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日9月1日から9月26日までの26日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は行政報告、提

案理由の説明、決算審査特別委員会設置を予定いたしております。本議会散会後には、全員協議会を予定いたしております。

9月9日に再開をし、本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しており、9月10日も午前10時に開会し一般質問、9月12日も午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対する質疑、各委員会への付託を予定いたしております。

次に、9月16日午前9時30分から決算審査特別委員会、9月17日午前10時から総務常任委員会、9月18日は午前10時から文教厚生常任委員会、9月19日は午前10時から産業建設常任委員会、午後1時30分から地域活性化インターチェンジ設置特別委員会を予定いたしております。

次に、9月26日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締め切りは、明日9月2日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告いたします。

以上です。

○議長（木村松雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から9月26日までの26日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から9月26日までの26日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（木村松雄君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

本日は、平成26年第3回阿波市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろは市行政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜りまして、心からお礼申し上げます。

まず初めに、先般の広島市における土石流を初め、全国各地で集中豪雨による被害が発生しております。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

また、8月9日から10日にかけて、台風11号が四国に上陸、徳島県を縦断し、県内の広い範囲に浸水被害をもたらしました。被害に遭われた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

この台風により、阿波市では、避難勧告、避難指示を市内の4,095世帯、1万786人に発令し、29世帯、50人の方が公民館などへ避難されたところであります。被害状況につきましては、床上浸水6件、床下浸水36件、道路、河川、林道、農地などに被害を受け、現在も復旧作業を行っているところであります。今後も、より一層の防災体制の強化に努めてまいります。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題などについてご報告申し上げます。

まず最初に、新庁舎及び交流防災拠点施設（アエルワ）の建設工事についてであります。

現在の建設工事の進捗状況といたしましては、庁舎棟については建物の躯体工事も終わり、各階の内装、設備などの工事を本格的に進めているところであります。一方、アエルワにつきましては、躯体工事を進めるとともに、アルミサッシの取り付けなど内装工事にも順次取りかかっており、各部屋の間仕切りも型作られてまいりました。

こうした工事の様子を市民の皆様にごらんいただくため、去る7月26日と27日の両日に、第2回目の現場見学会を開催いたしましたところ、約100名に近い市民の方からの申し込みがあり、工事中の建物内部の状況や地震免震体験台で揺れの違いを体感していただいたところであります。

また、8月28日には、隣接する阿波市学校給食センターの竣工式をご来賓、用地提供者、工事関係者の出席のもと挙行いたしました。

この阿波市学校給食センターは、児童・生徒の心身の健全な発達のため、安全・安心で、栄養バランスのとれた、阿波市産を中心とした食材により食事を提供するとともに、食育を勧める上でも重要な役割を担うものと考えております。また、災害発生時におきましては、被災者への食糧供給基地として、市内はもとより、近隣市町村への後方支援拠点としても活用してまいりたいと考えております。

次に、新庁舎の供用開始に合わせ、本市の地域情報や行政情報などが詰まった「くらし



の便利帳」を官民協働により発行することになり、7月8日に株式会社サイネックスと協働発行に関する協定を締結したところであります。このたびの協定は、官民協働の取り組みにより、行政情報だけでなく、医療機関などの地域の情報や市内事業者の広告などを掲載することで、市の財政負担を伴うことなく、より暮らしに密着した、実用性の高い情報を市民にお届けできるものと、大いに期待しているところであります。

次に、第29回徳島県消防操法競技大会が7月13日、北島町の徳島県消防学校グラウンドにおいて開催され、阿波市からは、ポンプ自動車の部に土成方面第7分団、阿波方面第8分団、小型ポンプの部に土成方面第8分団がそれぞれ出場いたしました。厳しい訓練を重ねた結果、小型ポンプの部の土成方面第8分団が準優勝、ポンプ自動車の部の阿波方面第8分団が第4位、地方分会の部におきましても、阿波地方分会が準優勝に輝いたところであります。今回受賞されました各団・分会に対して敬意を表するところであります。

次に、7月14日に、大塚グループのは一とふる川内株式会社まごころファームコスモスの竣工式が行われました。この施設では水耕によるトマト栽培が行われ、本年8月末には初出荷をした様子であります。このことにつきましては、農地の活用や雇用の創出、周辺農業の活性化につながるとともに、障害を持つ方々の雇用にも配慮しておられますことから、福祉施策の面でも大変意義深い事業であると考えております。

次に、市制施行10周年記念事業の広報ピーアール事業についてであります。

去る7月16日に、市場中学校の全校生徒が、平成27年4月1日に迎える市制施行10周年をアピールするロゴマークを人文字として表現いたしました。この事業は、中学校の生徒や教員などの協力により、市制施行10周年記念事業を広く市民に伝えるとともに、子どもたちにとってふるさとの大きな思い出として深く心に残るようにとの思いにより行われたもので、中央広域連合のはしご車により撮影したものであります。本日発行の広報阿波9月号の表紙にも採用させていただいており、ご協力いただきました関係者の皆様に対しまして、改めてお礼申し上げたいと思います。

次に、市制施行10周年記念市民提案事業のあわ夢プロジェクトについてであります。

市制施行10周年を記念し、市民の豊かな発想による、魅力的なまちづくりを推進するとともに、その成果や効果が今後の阿波市のさらなる飛躍につながる、市民主催の提案事業を予定しております。この市民提案事業は、本市の魅力を高める、市内外との連携交流を促進する、にぎわいの創出、交流人口の増加、地域の活性化に資するなどの記念事業の実施方針に即した事業に対しまして、事業内容などを審査し、助成することといたしてお

ります。この事業により、未来に向けて夢と希望にあふれた阿波市となるよう期待しているところでもあります。

次に、かねてより計画を進めておりました阿波市営住宅東条団地1号棟の安全祈願祭を7月23日、多くの関係者のご参列をいただき挙行政いたしました。この東条団地は、平成23年1月に策定した阿波市営住宅ストック総合計画に基づき現地建てかえを行うとともに、周辺6カ所の小規模団地を集約化し、効率的な整備手法により建設するものであります。周辺環境に融和し、安全・安心な住まいづくりのシンボルとなるよう、平成27年10月の竣工に向けて整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成25年度に完成しました八幡地区幼保連携施設と、現在建設中で、本年度完成予定の一条地区幼保連携施設及び平成16年度に幼保一体施設として供用開始しておりますなかよし幼児センターとなりにつきましては、平成27年4月1日より認定こども園として運営を開始する予定としております。この認定こども園につきましては、幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持ち、子どもの視点に立ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育の拠点施設として、また社会全体で次代を担う子どもの育ちを支える次世代育成支援を目指すものであります。特に、この3施設の認定こども園につきましては、子ども・子育て関連3法の一つである、新たな幼保連携型認定こども園としてスタートするものであります。今後とも、阿波市におきましては、国、県とも歩調を合わせ、切れ目のない子育て支援に積極的に取り組んでまいります。

次に、児童発達支援センターの誘致についてであります。

近年、阿波市におきましては、発達支援が必要とされる児童が年々増加傾向にあり、身近な地域でサービスを受けられる支援体制の整備が強く求められております。現在、阿波市周辺には児童発達支援センターが設置されておらず、障害のある児童やその保護者におきましては、毎回遠路な施設の利用を余儀なくされ、その負担は大きいものとなっております。

こうした背景をもとに、阿波市において、家庭から毎日通所して、児童一人一人の発達状況に応じた適切な支援が受けられるよう、児童発達支援センターの誘致に取り組んでいところ、県内で児童発達支援センターを運営し、本市の児童が最も多く利用してる社会福祉法人池田博愛会児童発達支援センターすぎのこが、阿波市に事業所を開設する運びとなりました。開設場所につきましては、旧吉田荘跡地を候補地として考えているところでもあります。今後、開設に向けて、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

す。

次に、阿波市納涼祭についてであります。

去る8月16日に、阿波市商工会青年部の主催により、土成緑の丘スポーツ公園グラウンドにおきまして、第3回阿波市納涼祭が、市内外の子どもから大人まで多数の来場により、盛大に開催されたところであります。大好評のレーザー花火ショーを初め、四国4県のご当地アイドルによる歌やダンスで盛り上がりまして、夏の一夜をいろどる華やかなイベントとして、市民の一体感の醸成や地域の活性化に大いに貢献できたものと考えております。青年部の皆様の熱意とご努力のたまものであると、改めて敬意を表する次第であります。

次に、行方不明者の捜索活動についてであります。

去る8月21日に、阿波市市場町の四国霊場10番札所切幡寺をバスツアーで訪れました70代の姉妹が行方不明となり、消防団や消防署及び警察による懸命な捜索の結果、23日の午前10時に切幡寺の大塔より北西150メートルの地点で、消防署員により1人を保護いたしました。また、午後1時に大塔より北300メートル地点で、地元消防団が残り1人を発見し、県の防災ヘリにより無事救出されました。捜索活動に力を尽くされた消防団をはじめ、関係機関の方々に心より感謝申し上げます。

次に、故三木武夫元総理の寄贈資料についてであります。

阿波市が誇る、故三木武夫元総理に関する記念品や関係資料29点が、三木家ご遺族の方から本市に対し寄贈されました。これまで、阿波市立土成歴史館では、三木武夫コーナーを設けまして展示を行ってまいりましたが、今回の寄贈を契機として、展示の方法、内容などを再検討し、10月ごろからの公開を行いたいと考えております。多くの市民の方々にご来場いただきたいと思っております。

次に、関係行政機関への要望等についてご報告いたします。

去る7月2日には、四国治水期成同盟連合会通常総会並びに四国河川協議会総会が高知県四万十市において開催されました。総会では、四国地方は台風常襲地帯として多雨地域が広がっており、水害の起こりやすい自然条件下にあり、四国地方の1人当たり水害被害額は全国平均の3.4倍となっていることから、被害軽減のための予算確保を国に対し強く要望することを決議したところであります。また、この決議に基づき、7月31日から国土交通省及び県選出国會議員に対し、河川改修に対する要望活動を行ってまいりました。

次に、8月27日には、徳島県庁におきまして、飯泉徳島県知事、熊谷副知事に対しまして、市議会とともに、一般県道船戸切幡上板線（切幡工区～土成工区）の整備促進について及び南海トラフ巨大地震等に対する後方支援拠点としての位置付けについてなどについて、要望活動を行ってまいりました。阿波市からの要望に対しまして、飯泉徳島県知事からは、市民生活に密着した道路整備について前向きに取り組みたいとの回答をいただいたところであります。また、後方支援拠点としての位置付けにつきましましては、阿波市の取り組みに対しまして評価をいただき、関係機関との連携について今後進めていきたいとの回答をいただいたところであります。

以上、ご報告申し上げます、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

- 日程第 4 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 4 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 15 議案第 53 号 平成 26 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号) について
- 日程第 16 議案第 54 号 平成 26 年度阿波市介護保険特別会計補正予算 (第 1
号) について
- 日程第 17 議案第 55 号 平成 26 年度阿波市水道事業会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
- 日程第 18 議案第 56 号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する
条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 57 号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 20 議案第 58 号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の制定について
- 日程第 21 議案第 59 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について
- 日程第 22 議案第 60 号 阿波市保育の必要性の認定の基準を定める条例の制定に
ついて
- 日程第 23 議案第 61 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 24 報告第 5 号 平成 25 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率に
ついて

○議長 (木村松雄君) 日程第 4、議案第 42 号平成 25 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 24、報告第 5 号平成 25 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率についてまでの計 21 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長 (野崎國勝君) 議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしております議案は、平成 25 年度の決算認定 9 件、予算案件 5 件、条例案件 6 件、報告案件 1 件の計 21 件であります。

最初に、議案第 42 号平成 25 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案

第49号平成25年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件の決算認定につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付しましたので、同法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第50号平成25年度阿波市水道事業会計決算認定については、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付しましたので、同法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第51号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第2号）については、追加補正予算額6億9,770万円であります。主なものといたしましては、新庁舎への引っ越しに関する予算、市制施行10周年記念事業に関する予算について計上しております。

次に、議案第52号平成26年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、追加補正予算額3,296万7,000円であります。

次に、議案第53号平成26年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、追加補正予算額320万円であります。

次に、議案第54号平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、追加補正予算額754万2,000円であります。

次に、議案第55号平成26年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）については、追加補正予算額124万円であります。

次に、議案第56号阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正については、関係する法律の一部改正により改正するものであります。

次に、議案第57号阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから議案第60号阿波市保育の必要性の認定の基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援制度における事業を推進するために、施設及び設備の運営等に関する基準を定めるものであります。

次に、議案第61号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、関係する法律の一部改正により改正するものであります。

次に、報告第5号平成25年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付しましたので、議会に報告するものであります。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長等により説明いたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

坂東会計管理者。

○会計管理者（坂東重夫君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、ただいま市長からご提案申し上げました議案のうち、議案第42号平成25年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第49号平成25年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8議案につきまして補足説明いたします。

資料としてお手元に配付しておりますA3の用紙1枚物、平成25年度阿波市一般会計歳入歳出決算表によりまして決算の概要をご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

説明中、表の中の収入済額、支出済額をそれぞれ決算額と読みかえさせていただきます。

それでは最初に、一般会計の決算についてであります。

歳入決算額は、総額で225億8,033万663円であり、前年度と比較して、率にして7.3%、金額にして15億2,799万9,658円の増額となっております。

続いて、歳出決算額は、総額で216億5,741万9,399円であり、前年度と比較して、率にして8.5%、金額にして16億8,910万3,833円の増額となっております。

歳入歳出差し引き額は9億2,291万1,264円となっており、翌年度繰越額の合計が、庁舎及び交流防災拠点施設建設事業や一条地区幼保連携施設整備事業、給食センター建設事業など35億1,848万8,000円となっております。それらの事業に要する一般財源額が翌年度へ繰り越すべき財源であり、5億1,104万3,000円となっております。

歳入歳出差し引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額が実質収支額であり、4億1,186万8,264円の黒字となっております。

続きまして、歳入の主なものについて説明いたしますと、自主財源の根幹をなす1款市税につきましては、市民税は減少したものの、市たばこ税などの増収により、前年度に比較して、率で1.1%、金額にして3,765万2,114円増収の34億9,295万9,579円となっております。

次に、10款地方交付税につきましては、前年度に比較して、率でマイナス0.4%、金額で3,222万6,000円減収の83億7,795万9,000円となっております。

次に、21款市債につきましては、庁舎等施設整備事業債や給食センター施設等整備事業債など合併特例債の増額により、前年度に比較して、率にして49.3%、金額で10億4,460万円増額の31億6,170万円となっております。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げますと、2款総務費につきましては、新庁舎及び交流防災拠点施設整備事業において、工事請負等を含め、本格的な事業着手により、前年度に比較して、率にして25.6%、金額で6億4,913万2,640円増額の31億8,492万4,914円となっております。

次に、8款土木費につきましては、地域住宅支援事業の増加により、前年度に比較して、率にして12.2%、金額で1億6,196万8,821円増額の14億9,133万5,551円となっております。

次に、10款教育費につきましては、学校給食センター建設事業において工事請負費等の事業実施によりまして、前年度に比較して、率にして18.9%、金額で4億2,892万1,169円増額の27億142万4,907円となっております。

また、一般会計における平成25年度末の基金残高は、前年度に比較して13億2,617万5,754円増加し、117億1,174万1,846円となっております。

財政の健全化を図る実質公債費比率や将来負担比率についても、前年度以上に改善しており、本市の財政状況は、現在のところ、健全な状態を維持しているものと思われま

す。続きまして、表の下側の平成25年度阿波市特別会計歳入歳出決算表についてであります。

この表には、阿波市の国民健康保険特別会計を初め、7つの特別会計の決算状況を記載しております。その総額を申し上げますと、歳入決算額が97億8,003万5,412円、歳出決算額95億5,882万866円、歳入歳出差し引き額は2億2,121万4,546円となっており、翌年度繰越額が432万円となっております。歳入歳出差し

引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、2億1,689万4,546円の黒字となっております。

特別会計のうち、決算額の多いものを申し上げますと、一番上の国民健康保険特別会計の歳入決算額50億9,943万943円、歳出決算額49億3,780万950円、歳入歳出差し引き額1億6,162万9,993円となっております。

7つの特別会計についても、公有財産や基金を保有しているものにつきましては、一般会計と同様に、決算書に掲載をしておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、議案第42号から議案第49号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第51号について補足説明をさせていただきます。

議案第51号平成26年度阿波市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億1,960万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。

平成26年9月1日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第2号）につきましては、年末に控えております新庁舎への引っ越し費用、社会資本整備交付金や繰越金の確定に伴い、市内の実情に即した事業について追加補正をお願いするものでございます。

次に、5ページをお願いします。

第2表地方債補正についてであります。

1の追加として、農林水産事業債が限度額610万円としており、その内容といたしましては、経営体育成事業に係るものであります。

2の変更につきましては、普通交付税の振りかえである臨時財政対策債や道路橋梁債、給食センター施設等建設事業債など合わせて3件で、補正前の限度額が11億9,200万円、補正後の限度額が11億7,390万円となっており、1,810万円の減額とな

っております。

次に、8、9ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてであります。

10款地方交付税が2億2,557万8,000円の追加で計68億6,220万6,000円に、14款国庫支出金が1億2,436万円の追加で計25億2,118万4,000円に、19款繰越金が2億6,186万8,000円の追加で4億1,186万8,000円となっており、補正額の合計は6億9,770万円の追加で、補正後の歳入合計額は212億1,960万円となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

歳出についてであります。

3款民生費が5,749万9,000円の追加で65億9,347万7,000円に、6款農林水産業費が8,143万2,000円の追加で計5億5,700万3,000円に、8款土木費が1億9,734万4,000円の追加で計18億9,799万3,000円に、13款諸支出金が2億3,764万5,000円の追加で2億5,706万円となっており、補正額の合計は6億9,770万円の追加で、補正後の歳出合計額は212億1,960万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細についてご説明いたします。

12ページ、13ページをお願いします。

まず、歳入についてであります。

10款1項1目の地方交付税が2億2,557万8,000円の追加となっており、これについては普通交付税であります。

次に、14款2項の国庫補助金について、8目の土木費国庫補助金が3,480万円の追加となっており、これにつきましては、橋梁の耐震改修などに係る防災安全社会資本整備交付金3,240万円が主なものとなっております。

次に、14ページ、15ページをお願いします。

10目の教育費国庫補助金が5,917万2,000円の追加となっており、内容は、給食センター建設事業に係る学校施設環境改善交付金であります。一番下段の18款1項の基金繰入金が8,340万円の追加となっております。

次に、16、17ページをお願いします。

前のページの基金繰入金の主なものは、周辺対策事業に伴う3目一般廃棄物中間処理施設対策基金繰入金が6,140万円、11目の観光施設整備基金繰入金が1,600万円などとなっております。中段の19款1項1目の繰越金については、2億6,186万8,000円の追加となっております。これにつきましては、平成25年度決算の確定に伴うものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いします。

一番上の段の21款1項市債は、合計で1,200万円の減額でございます。

次に、歳出でございます。

22ページ、23ページをお願いします。

2款1項の総務管理費のうち、9目の電子計算費が1,459万2,000円の追加となっており、主なものは、新庁舎へのサーバー移設委託料728万5,000円であります。

次に、30ページ、31ページをお願いします。

3款3項児童福祉費において、8目の幼保連携施設整備事業費が1,580万円の追加となっており、内容は現在建設中の一条地区幼保連携施設に係る備品購入費であります。

4款1項保健衛生費において、2目の予防費が2,453万3,000円の追加となっており、その内容につきましては、予防接種法に基づき、本年10月より2つの疾病が予防接種の対象となるため、委託料に2,444万8,000円を追加いたしております。

次に、34ページ、35ページをお願いします。

6款2項1目の農地総務費が3,202万9,000円の追加となっており、主なものは、県単土地改良事業に係る工事請負費1,120万円、農山村活性化プロジェクト支援交付金事業707万円などとなっております。

次に、36ページ、37ページをお願いします。

6款2項5目の吉野川北岸農業用水費が4,286万2,000円の追加となっており、内容は国営吉野川北岸地区償還助成金であり、今年度が最終年度となります。

次に、38ページ、39ページをお願いします。

下ほどの8款2項3目の道路新設改良費が4,628万8,000円の追加となっており、主な内容は、市道の修繕、新設改良に伴うものとなっております。

その下側の4目の地方道整備事業費、いわゆる補助事業が7,241万7,000円の追加となっております。

次に、46、47ページをお願いします。

10款7項1目の学校給食費が1,602万6,000円の追加となっており、この主なものは、学校給食センター新築事業に伴う備品購入費、給食車の購入1,650万円でございます。

その下、13款2項1目の基金費が2億3,764万5,000円の追加となっており、内容は、一般廃棄物中間処理施設対策基金積立金であります。

次に、最終50ページをお願いします。

この調書は、5ページの地方債補正に基づき調製したものであります。

当該年度末現在見込み高が、合計額で232億8,876万6,000円となっております。

以上、議案第51号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 大川水道課長。

○水道課長（大川広幸君） 議長の許可をいただきましたので、議案第50号平成25年度阿波市水道事業会計決算認定について補足説明をさせていただきます。

地方公営企業法第30号第2項の規定に基づき、7月25日に監査委員の審査に付しました。同法第30条4項の規定により、議会の認定に付する平成25年度阿波市水道事業会計決算でございます。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

(1)の収益的収入及び支出では、収入で、第1款水道事業収益の決算額が6億7,196万8,021円です。支出は、第1款水道事業費用の決算額は5億5,247万7,779円で、差し引き1億1,949万242円の収益となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出では、収入で、第1款資本的収入の決算額は3億3,221万4,548円です。支出は、第1款資本的支出の決算額は5億7,419万5,781円となっており、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,198万1,233円につきましては、当年度消費税資本的収支調整額2,257万8,602円、過年度損益勘定留保資金72万5,112円、当年度損益勘定留保資金1億9,038万6,701円及び建設改良積立金2,829万818円で補填をいたしたところでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、認定いただ

けますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 議長の許可をいただきましたので、議案第52号について補足説明させていただきます。

議案第52号平成26年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,296万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,724万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成26年9月1日提出、阿波市長。

今回の補正予算の主なものは、人件費の調整と国庫補助事業である保健指導事業の新設並びに平成25年度分の国庫負担金等の実績額が確定したため補正をお願いするものです。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

歳入につきましては、3款2項国庫補助金の補正額が394万9,000円、9款1項一般会計繰入金の補正額が306万8,000円、10款1項繰越金の補正額が2,595万円、それぞれ増額し、補正後の歳入合計は51億6,724万5,000円となっています。

次に、3ページの歳出につきましては、1款1項総務管理費で306万8,000円の増額、3款1項後期高齢者支援金等で767万4,000円の増額、4款1項前期高齢者納付金で87万7,000円の減額、6款1項介護納付金で1,707万円の減額、8款1項保健事業で394万9,000円の増額、11款1項償還金及び還付加算金で3,622万3,000円の増額で、補正後の歳出合計額は51億6,724万5,000円となっています。

12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出の内訳ですが、1款1項1目の一般管理費のうち、人件費の調整分は省略させていただき、高額療養費医事システムの制度改正対応業務委託料として197万1,000円の増額です。次に、3款1項1目後期高齢者支援金で767万4,000円の増額、4款1項1目前期高齢者納付金で87万7,000円の減額、6款1項1目介護納付金で1,

707万円の減額です。それぞれ支援金、納付金の額の確定に伴う補正でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

8款1項3目保健指導事業費の新規事業として、若年齢層より生活習慣病の1次予防に重点を置いた保健指導事業に394万9,000円の増額でございます。次に、11款1項3目の償還金で3,622万3,000円の増額です。内訳として主なものは、平成25年度療養給付費返還金3,573万5,000円と平成25年度特定健康診査等負担金返還金48万6,000円、それぞれ実施額の確定により返還するものでございます。

以上、議案第52号の補足説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第53号について補足説明させていただきます。

議案第53号平成26年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,689万8,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成26年9月1日提出、阿波市長。

今回の補正予算の主なものは、柿原東地区浄化センターの施設故障に伴い、修繕費の補正をお願いするものです。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。

歳入につきましては、5款1項一般会計繰入金の補正額が291万7,000円の増額、6款1項繰越金の補正額が28万3,000円の増額で、補正後の歳入合計は1億2,689万8,000円となっています。

次に、3ページの歳出につきましては、2款1項施設管理費で320万円の増額で、補正後の歳出合計額は1億2,689万8,000円となっています。

以上、議案第53号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 議長の許可をいただきましたので、議案第54号について補足説明をさせていただきます。

議案第54号平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定める

ところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ754万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億588万7,000円とするものです。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。

歳入補正の主なものにつきまして、3款国庫支出金補正額150万4,000円の増額、5款県支出金補正額75万3,000円の増額、9款繰越金補正額511万9,000円の増額となっております。以上、補正額の合計は754万2,000円で、補正後の歳入合計額は42億588万7,000円となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出補正の主なものにつきましては、1款総務費補正額171万1,000円の減額で、これは異動に伴う人件費の減であります。5款地域支援事業費補正額404万3,000円の増額であります。これは福祉サービスの増加に伴うものであります。7款諸支出金の補正額521万円の増額です。これは、前年度の実績により償還金が発生したための補正であります。補正後の歳出合計額は42億588万7,000円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 大川水道課長。

○水道課長（大川広幸君） 続きまして、議案第55号平成26年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

平成26年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出の金額を124万円増額し、6億9,130万4,000円とするものでございます。この補正につきましては、職員異動に伴う、職員の給与の補正でございます。審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 議長の許可をいただきましたので、議案第56号から議案第60号までについての補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第56号の補足説明をさせていただきます。

議案第56号阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正に

ついて。

阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月1日提出、阿波市長。

この条例につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が25年12月13日に公布され、平成26年10月1日から施行されることにより、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名等の一部が改正され、法の題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の支援に関する法律」に、また次世代育成支援対策推進法の一部改正による法律が平成26年4月23日に公布されたことにより、母子及び寡婦福祉法の題名の一部が改正されました。これにつきまして、引用している各法の名称を変更するものであります。また、児童扶養手当の一部改正により、児童扶養手当の支給対象とされない公的年金等の受給者等について、公的年金の給付額の額に応じ、児童扶養手当の一部を支給するというように見直しがされました。それに対応するように条例を改正するものであります。

施行日は、平成26年10月1日からとなっておりますが、児童扶養手当の一部改正による条例の改正は、平成26年12月1日から施行となっております。

以上、議案第56号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第57号から議案第60号までについての補足説明をさせていただきます。

今回提出しています条例は、子ども・子育てを取り巻く家族、地域、雇用等の環境が変化したことに伴い、急速な少子化が進んでいます。このような状況下、国においては、質の高い乳幼児期の教育、保育、子育て支援を総合的に提供し、地域における子育て支援の充実を図るため法整備を進め、子ども・子育て関連3法を制定、公布しました。この子ども・子育て関連3法の施行に伴い、市において新たな条例を整備するものであります。

議案第57号をお願いいたします。

議案第57号阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を

次のように定める。

平成26年9月1日提出、阿波市長。

この条例につきましては、子ども・子育て関連3法の一つである子ども・子育て支援法において、学校教育等の認可を受けていることを前提に施設事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設事業として確認し、給付による財政支援の対象とする確認制度が新たに始まることになりました。この確認制度における運営に関する基準について条例で定めることとされたことから、児童福祉法第34条第2項及び46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関し必要な事項を定めることを目的として定める条例であります。

内容としまして、第1章、総則として、第1条から第3条において、趣旨、原則等を定めています。第2章、特定教育・保育施設である幼稚園、保育所、認定こども園の運営に関する基準を第4条から第36条で定めています。第3章としまして、特定地域型保育事業である小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の運営に関する基準を第37条から第52条で定めております。それぞれの施設の利用定員、運営に関する基準、給付等に関する基準を国の基準に沿って事項別に定めた条例でございます。

続きまして、議案第58号をお願いいたします。

議案第58号阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成26年9月1日提出、阿波市長。

この条例につきましては、子ども・子育て関連3法の一つである子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法の一部が改正されました。この改正により、家庭的保育事業等が児童福祉法に位置づけられ、市町村による認可事業とされたため、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めることとされたことから、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、阿波市の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めることを目的として定める条例であります。

内容といたしましては、第1章、総則として、第1条から第21条において家庭的保育

事業として実施する各種保育事業の概要について定めております。第2章、家庭的保育事業として第22条から第26条、第3章、小規模保育事業として第27条から第36条、第4章、居宅訪問型保育事業として第37条から第41条、第5章、事業内保育事業として第42条から第48条において、各章に記載されている各種保育事業について認可基準である設備、職員数、職員の資格及び定員等について定める条例であります。

議案第59号をお願いいたします。

議案第59号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

平成26年9月1日提出、阿波市長。

この条例につきましては、子ども・子育て関連3法である子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法の一部が改正され、地域における子育て支援の充実を図るため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めることとされたことから、児童福祉法34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備の運営の基準に関し必要な事項を定めることを目的として定める条例であります。

内容といたしましては、支援の目的、施設の設備の基準、職員の資格及び配置基準、施設当たりの児童数、開所時間数及び開所日数、運営規定等の基準について定めることにより、児童の身体的、精神的及び社会的発達のために必要な水準を確保するとともに、放課後児童健全育成事業の質の向上と改善を図るために定める条例でございます。

続きまして、議案第60号をお願いいたします。

議案第60号阿波市保育の必要性の認定の基準を定める条例の制定について。

阿波市保育の必要性の認定の基準を定める条例を次のように定める。

平成26年9月1日提出、阿波市長。

この条例につきましては、子ども・子育て関連3法の施行により、保育の必要性の認定基準が改められます。子ども・子育て支援制度では、実施主体である市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。保育の必要性の認定に当たっては、自由区分について国が基準を設定するので、この新制度に対応するため条例を制定するものであります。現行の阿波市立保育所保育の実施に関する条例を廃止し、新たに阿波市保育の必要性の認定の基準を定める条例を

制定するものであります。

内容としまして、保育の必要性が以前より細分化され、入所要件が緩和された内容となっております。子育て家庭の支援の充実を図るための条例でございます。

以上、議案第56号から議案第60号についての補足説明をさせていただきます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 補足説明の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を続けます。

友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 議長の許可をいただきましたので、議案第61号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月1日提出、阿波市長。

この条例は、議案第56号と同様に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い所要の措置を講じるため、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、第6条中、入居者の資格関係において引用する法の題名改正及び支給給付額の算定対象となる経過措置の規定を加える改正を行うものです。

施行日は、平成26年10月1日としています。

以上、議案第61号について補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、報告第5号について補足説明をさせていただきます。

報告第5号平成25年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものです。

最初に、一般会計等に係る健全化判断比率についてであります。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標がございます。

1番目の実質赤字比率につきましては、一般会計等で4億1,342万4,000円の黒字決算でありますので、実質赤字比率の数値はございません。

2番目の連結実質赤字比率につきましても、対象となる全会計の収支合計が17億3,033万5,000円の黒字決算でありますので、連結実質赤字比率の数値もございません。

3番目の実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、平成25年度決算に係る実質公債費比率は7.6%で、早期健全化基準25%の範囲内となっております。参考に、この数値が低いほど健全であり、前年度に比べて0.9ポイント改善されております。

4番目の将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準規模に対する比率であります。平成25年度決算に係る将来負担比率は、資金不足額が生じておりませんので、数値はございません。ちなみに、前年度は5.2%であり、この数値も改善されております。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率についてであります。この比率につきましても、全ての公営企業で資金不足額が生じておりませんので、資金不足比率の数字はございません。

このように、平成25年度決算において、全ての項目において健全化基準の範囲内であり、かつ前年度より改善されておりますので、財政の健全化は維持できております。

以上、報告第5号についての補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（木村松雄君） 補足説明が終わりました。

ここで、議案第42号平成25年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第50号平成25年度阿波市水道事業会計決算認定についての決算認定9件と報告第5号平成25年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について、代表監査委員の報告を求めます。

上原代表監査委員。

○代表監査委員（上原正一君） 代表監査委員の上原でございます。

平成25年度一般会計、特別会計、水道会計及び財政健全化法にかかります各比率につきまして審査を行いました結果、会計及び決算処理は正確に実施されております。また、

諸帳簿等、証憑書類につきましても、適正かつ確実に整理されておりました。財政健全化法にかかります各比率につきましても、各比率とも健全化基準の範囲内であり、財政が健全であることを示唆しています。結果といたしまして、阿波市の財政運営は、市民の期待に沿うようおおむね健全に推移しています。

内容につきましては、お手元の議案書の中に、我々委員から意見提示をしておりますので、ごらんいただけたらと思います。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 以上で報告が終わりました。

ただいま議題となっております議案中、議案第42号平成25年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長により指名いたします。

委員に、三浦三一君、香西和好君、吉田正君、松永渉君、森本節弘君、吉田稔君、川人敏男君、谷美知代君、以上8名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

選任された委員におかれましては、本日委員会を開催の上、正副委員長を決定していただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長に香西和好君、副委員長に谷美知代

君が選任されましたので、ご報告いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、9日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時47分 散会